

# SMILE

☆ 今月も笑顔（スマイル）でスタート！～

3月号 Vol. 39

## 今月の SMILE

### 吉利がベンツを買収！？

まいど おおきに！

皆さんは、春節休暇をどう過ごしましたか？

上海では、どちらかといえば、雨が多く静かな感じがしました。

ところが、春節が明けたとたん、中国企業がベンツを買収した！という報道がありました。え！あのベンツが中国企業になる？

2月24日のブルームバーグの報道によれば、中国の浙江吉利控股集团（以下、吉利とする）が、ベンツで有名なメルセデス・ベンツ・カーズを傘下にもつ、ダイムラーAGの10%の株式を取得したとのことです。買収価格は90億ドルとのことです。

吉利について言えば、2010年にボルボの子会社のボルボ・カーズ AB を取得し、今やドイツの富裕層向けの車の売れ行きが好調で、しかも2017年12月には、約39億ドルで親会社のボルボグループ（ボルボ AB）の筆頭株主になることも合意したと伝えられています。勢いがありますね！

この買収におけるダイムラー側のメリットとしては、電気自動車のような専門知識を手に入れること、そしてダイムラーの中国市場へのもう1つのチャンネルができた、とされています。またダイムラーの広報担当者は、今後はより多くのよりスポーティなデザインの SUV を投入し、ラインナップを強化することで、BMW AG から高級車販売第1位の座を奪う、そのためには別の主要な投資家を歓迎すると述べています。こちらも鼻息が荒いですね。

吉利は、世界的な自動車メジャーを買い取るという国内市場と海外市場の両方に野心的な拡大計画を持っており、2019年中頃から中国国外でコンパクトな5人乗りSUVをLynk & Coというブランドで販売を開始する予定となっています。そしてその最初の販売市場がヨーロッパとなる可能性が高いようです。

お互いが野心的な思いを抱いて成立した今回のM&A、結果はどうなるでしょうか？

それでは今月も笑顔（スマイル）でスタートしましょう！





## 中国貿易統計、1月は輸出入ともに予想上回る

2月8日、中国税関総署が発表した1月の貿易統計は、輸出入(ドル建て)とも予想以上の増加となった。先週発表された製造業やサービス業の力強い指標と併せ、中国経済が順調な1年のスタートを切り、勢いがやや加速している可能性を示唆した。

輸出は前年比11.1%増、輸入は同36.9%増。

貿易収支は203億4千万ドルの黒字。昨年2月に異例の貿易赤字を計上して以降、最小の黒字幅となった。昨年12月は、輸出が10.9%増、輸入が4.5%増、貿易収支は546億9千万ドルの黒字だった。

1月の対米貿易黒字は218億9千5百万ドル。昨年12月は255億5千万ドルだった。

## 今年1月CPIは前年比+1.5%、PPIは+4.3%ともに鈍化

今日、国家統計局が発表した1月の消費者物価指数(CPI)は前年比1.5%上昇となった。1月の生産者物価指(PPI)は前年比4.3%上昇。伸び率は前月(4.9%)から鈍化したと見られています。

## 2018年1月份的居民消费价格指数(CPI)

## (2018年1月消費者物価指数「CPI」)

(中国語)	(和訳)	1月	
		先月と比較 増減幅(%)	去年同月比較 増減幅(%)
居民消费价格总指数	消費者物価指数	0.6	1.5
其中: 城市	その内、都市部	0.6	1.5
农村	農村部	0.6	1.5
其中: 食品	その内、食品	2.2	-0.5
非食品	非食品	0.2	2
其中: 消费品	その内、消費品	0.8	1
服务	サービス	0.3	2.3
其中: 不包括食品和能源	その内、食品とエネルギーを含まない	0.2	1.9
其中: 不包括鲜菜和鲜果	その内、新鮮野菜と果物を含まない	0.3	1.6
分类別	類別区分		
一、食品烟酒	一、食品&煙草と酒	1.5	0.2
粮 食	糧食	0.1	1.2
食用油	食用油	-0.1	-1.2
鲜 菜	新鮮野菜	9.5	-5.8
肉禽及其制品	肉や家禽製品	0.6	-5.9
其中: 猪肉	その内、豚肉	0.7	-10.6
牛肉	牛肉	0.5	1.6
羊肉	羊肉	1.4	12
水产品	水産品	2.8	2.4
蛋	卵	0.7	14.2
奶类	乳品類	0	0.9
鲜 果	新鮮フルーツ	5.7	6.4
烟 草	煙草	0	0.1
酒 类	酒類	0.3	3.4
二、衣着	二、衣類	-0.3	1.4
服 装	服装	-0.4	1.6
鞋	靴	0.8	3.1

衣着加工服务费	衣料品加工賃	-0.2	0.6
<b>三、居住</b>	<b>三、居住</b>	<b>0.1</b>	<b>2.7</b>
租赁住房房租	借家賃借料	0	2.9
水电燃料	水道光熱費	0.3	1.9
<b>四、生活用品及服务</b>	<b>四、生活用品およびサービス</b>	<b>0.3</b>	<b>1.5</b>
家用器具	家電製品	0.1	1.3
家庭服务	家庭サービス	2.4	2.8
<b>五、交通和通信</b>	<b>五、交通と通信</b>	<b>0.4</b>	<b>0.2</b>
交通工具	交通手段	0	-1.6
交通工具用燃料	車用燃料	2.1	6.4
交通工具使用和维修	交通工具の使用とメンテナンス	0.5	0.6
通信工具	通信手段	-0.2	-2.3
通信服务	通信サービス	-0.5	-0.7
邮递服务	郵便サービス	0.2	2.7
<b>六、娱乐教育文化用品及服务</b>	<b>六、娯楽・教育・文化用品及びサービス</b>	<b>0.5</b>	<b>0.9</b>
教育服务	教育サービス	0.2	2.7
旅 游	旅行	2.3	-4.2
<b>七、医疗保健</b>	<b>七、医療保険</b>	<b>0.2</b>	<b>6.2</b>
中 药	漢方薬	0.5	5.2
西 药	西洋薬	0.3	5.4
医疗服务	医療サービス	0.2	7.3
<b>八、娱乐教育文化用品及服务</b>	<b>八、娯楽・教育・文化用品及びサービス</b>	<b>0.8</b>	<b>1.2</b>

## 会計・税務情報

### 増値税発票管理に関する公告

増値税発票のサービスレベルを高め、より規範的で公平な税収環境を作り上げるために、国家税務総局がこのたび、「増値税発票の管理における若干事項に関する公告」(国家税務局公告〔2017〕45号)を発表しました。主な内容は次の通りです。

#### 1、商品・サービスにおける税収分類コード略称の推進

2018年1月1日より、納税者が増値税発票管理新システムを通じて増値税発票(増値税専用発票、増値税普通発票、増値税電子普通発票を含む)を発行する際に、商品・サービスの税収分類コードに対応した略称が自動的に表示され、発票の券面上に「貨物又は課税役務、サービス名称」又は「項目」の欄に印刷されます。

#### 2、増値税小規模納税者が自ら増値税専用発票を発行する試行範囲の拡大

2018年2月1日より、月次売上高が3万元(又は四半期の売上高が9万元)を超える工業及び情報配信、ソフトウェアと情報技術サービス業の増値税小規模納税者に増値税の課税行為が発生し、増値税専用発票の発行が必要となる場合、増値税発票管理新システムを通じて自らに発行することができることとなります。

#### 3、増値税発票管理新システムに中古車販売統一発票を追加

2018年4月1日より、中古車取引市場、中古車販売企業、仲介機構及び競売企業は、増値税発票管理新システムを通じて中古車販売統一発票を発行しなければならないことになりました。企業と個人は、全国増値税発票照合プラットフォームに登録し、増値税発票管理新システムの発行した中古車販売統一発票の情報に対して照合を行うことができるようになりました。

金税三期システムの全面運行に伴い、増値税発票管理もデジタル化となりました。そのシステムの強力なデータ検索能力及び分析能力により、発票情報を全面的にリアルタイムに税務局に把握されることになりました。したがって、税務リスクを回避するために、増値税発票を発行する際に、商品・サービスの税収分類コードが正しく選択されていることにご注意してください。

### 日中間の「社会保障協定」について

つい先日、日中間での『社会保障協定』交渉が実質合意に至りました。

『社会保障協定』とは、社会保険の二重加入や掛け捨てを回避するための二国間協定のことです。日本と中国は、まだこの『社会保障協定』を締結していません。ですので、今現在は「原則として」

◎ 日本人駐在員は、中国の社会保険に加入する、

◎ 中国人社員の日本駐在時も日本の社会保険に加入する、

こととなります。(上海は、ただ「強制」されていないだけです)

今回のニュースは、『社会保障協定』が「実質合意」に達した、と伝えられ、日本でも『これでやっと二重加入・掛け捨てがなくなるぞ!』と歓迎ムードで報道されています。

しかし、これについては懸念すべき点もあります。

1. 『協定を締結すれば、相手国（中国）の社会保険に加入する』ことが大原則だからです。その「例外」として位置づけられるのが『5年未満の赴任者』です。従って、5年以上の長期駐在になる方や現地採用者の方々は、『中国の社会保険だけに加入する』というルールが固まってしまう、ってことにもなる可能性があります。

2. 『社会保障協定』の対象になるのは「年金」くらいです。日本の場合は、「年金」に加えて「医療保険」が対象になったりならなかったり。中国の場合は、「年金」に加えて「失業保険」が対象になったりならなかったり。

他国との協定を見ると、そんな「実績」になっています。

日中間の『社会保障協定』で「医療保険」が対象にならなかった場合、どうなるのか??

そうです。「中国の医療保険」に駐在員さんは加入することになります。そこで問題なのが、中国の医療保険は、加入者「個人のみ」が加入対象です。お子さんや、配偶者さんは「加入対象外」となってしまいます。問題は、日本に帰って医療を受けるとき。日本に帰って医療を受けるためには、「国民健康保険」に加入しなければならなくなる、、、!?なんてことも起こりうるかもしれません。

3. 実際の適用は「数年後」から5年以上後からということです! 報道では、『年内の「署名」を目指す』とありました。だからといって、「来年早々から」1や2が現実化する、、なんてことにはならないと思っています。理由は2つあります。まず1つ目は、日中間が協定を作成して「署名」したとしても、「発行」させるには国会の承認が必要です。もう1つは「協定発行日から5年未満」であれば「例外措置」が適用となる可能性が大きいからです。つまり、現在5年以上の長期赴任者であって、『社会保障協定』は、「発行日」から「5年未満」であれば「例外措置」としての「本国（日本）のみ加入」が適用できると考えられるからです。

まだ現代段階では、不明な点が多くありますが、現時点での気になる点をお知らせしました。

情報協力：コゾノ式 良くなる人事・組織研究所



## 事業承継税制の大幅緩和により、株式の承継が容易に

会社の経営者は、「会社の株式」という財産を持っています。喜ばしいことに、会社の成長に比例して「会社の株式」の価値も大きくなります。こうした大きな価値ある株式を保有したまま、経営者が亡くなった場合、どんな問題が起こるのでしょうか。最初に思い当たるのは「相続」です。

相続財産としては、株式、会社への貸付金、事業用の不動産などが対象となりますが、中でも、「会社の株式」には多額の相続税がかかります。もちろん相続税は現金一括で払わなければなりませんので、一時的とはいえ負担は増大します。

また、亡くなる前に、「会社の株式」を贈与しようとしても同じく贈与税がかかります（相続と同じく現金を払わなければなりません）。これこそが、株式の承継が進まない大きな要因であり、さらにはオーナー企業の経営の承継が進まない大きな理由の一つでした。

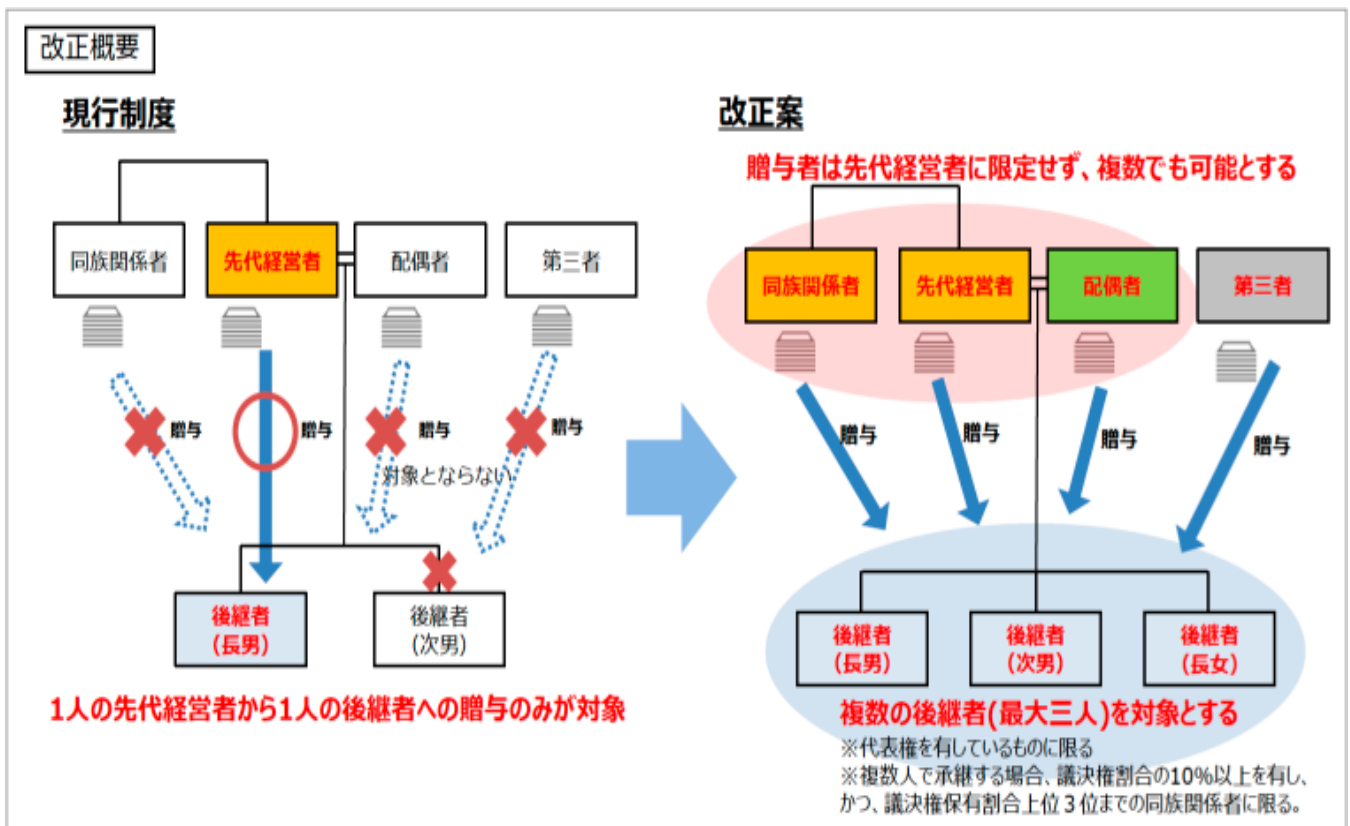
政府は、事業承継を円滑に進めるために、「事業承継税制」を平成 21 年度税改正において創設しましたが、使い勝手の悪さから今一つ普及しませんでした。そこで、平成 30 年度税制改正では、適用の大幅緩和や手続きの簡略化が盛り込まれました。

### ■事業承継税制の抜本的拡充（平成 30 年度税制改正）

円滑な世代交代を通じた生産性向上を図るため、事業承継税制の対象を抜本的に拡充されました。主な改正のポイントを下記に記します。

#### ① 承継パターンの拡大 『複数人（代表者以外の関係者含む）からの承継も適用対象』

中小企業の実情に合わせた、多様な事業承継を支援。（引用：経済産業省 平成 30 年税制改正について）



- ② 相続税・贈与税 の負担を軽減 『発行済株式数の全株が猶予対象（改正前は 2/3）』  
 『相続税の猶予割合も 100%に拡大（改正前は 80%）』
- ③ 雇用要件の緩和 『雇用要件の実質的撤廃（改正前は、5 年間 雇用の 8 割維持）』

多くのオーナー経営者様において、株式の承継が無税でできるのではないかと思える内容になっています。

## ■ 事業承継について

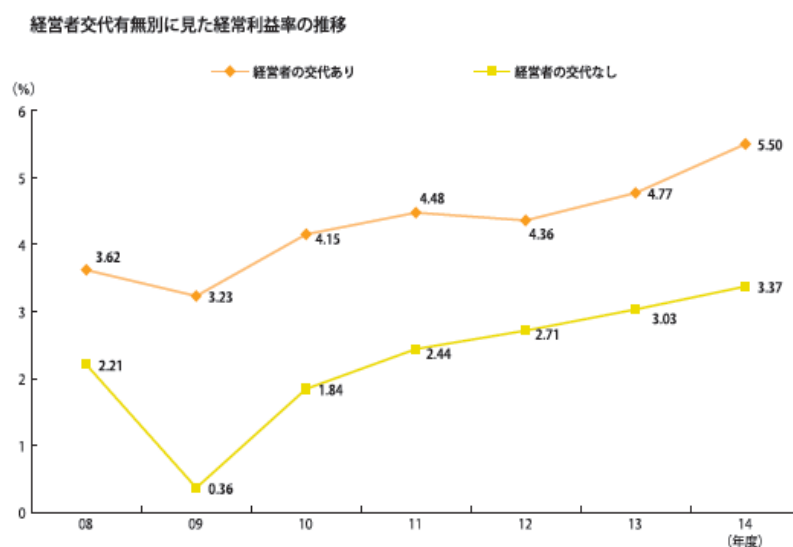
さて、事業承継には、「(1)経営の承継」と「(2)株式の承継」の2つがあります。「(2)株式の承継」については改正事業承継税制により促進が期待されます。しかし、それだけで会社経営のかじ取りが上手くいくとは限りません。「(1)経営の承継」への取り組みはどうでしょうか？

## ■ 会社経営者交代の影響

中小企業庁の発刊する「中小企業白書 2016」の一部を紹介します。

第6章「中小企業の稼ぐ力を決定づける経営力」では、会社が成長するための一要素として、会社の新陳代謝があり、会社経営者の交代が成長を促すと言及されています。

右の図は、2007年度から2008年度にかけて経営者の交代が発生したか否かで、経営利益率の推移に違いがあるかどうかみたいものです。「経営者交代あり」の企業は、「経営者の交代なし」の企業にくらべ、経営利益率の上昇幅が大きいことが見てとれます。経営者の交代が企業の収益力に寄与していることがわかります。



資料：(株)帝国データバンク「COSMOS1 (企業単独財務ファイル)」、「COSMOS2 (企業経営ファイル)」再編加工  
(注)「経営者の交代あり」は、2007年度時点で経営者年齢が55～64歳の中小企業で、経営者の交代が2007年度内に発生した企業の平均値を算出したもの。

また、アンケートによると、若い経営者ほど「自社の意思決定スピードが速い」や「市場や環境の変化に機敏に対応できる」との回答割合が高い傾向にあり、機敏さが特徴であると認識しているそうです。さらに、成長への意識についても、「積極的に投資していく必要がある」「成長にはリスクを伴う行動が必要であるし、積極的にリスクをとるべきだ」と若い経営者ほど考えるそうです。そうした考え方の違いが、業績に違いをおよぼしているのでしょうか。皆様はどうお考えになりますか？

## ■ まとめ

今回の税制改正で、御子息等に株式を継承し同族経営を続けることも、あるいは優秀な幹部、従業員に株式も経営も託すこともより容易になりました。

選択肢が多くなった時代だからこそ、経営者の判断にその後の企業の運命が大きくのしかかります。

(情報提供:日本クレアス税理士法人)





ナニワのおっちゃん経営道！  
《新コーナー》 社会人・企業人としての「ものの見方・みえ方」について語る！

## 第35回：「自己改善」は、“自己分析”から！“自己分析”は、あなたの「観察能力・表現能力」から！！

あなたは、目の前の“当たり前の風景”を、どれほど多くの角度から観察し、それを、どれほど多くの言葉で表現できますか？

例えば、私が昔、班長クラスの勉強会で使った手法ですが、「手のひらの消しゴムを、机の上にコロリ・・・」。何でもない、こんな“当たり前の風景”を見せて、「なんでもいから、気づいた点を話してください！」・・・と、班長に投げかけてみたのです。

みんな、黙ったままでした。何を言っているのか面食らってしまうのです。

「どんなことでもいい・・・」と言われていたにもかかわらず、“変なこと言ったら、笑われる！”・・・ここでも、「自己防衛の心理」が働いたりするのかもしれませんがね。

この場合、「見たこと・聞いたこと・思ったこと・感じたこと」・・・なんでもいいのです。

ある現象を“どう捉えるか？”ということも、“どう表現するか？”ということも、仕事の上での不可欠で、大切な「知的技術」です。

突然の“思いもよらぬ質問”や、あまりにも“当たり前の現象”をどう表現するのか？出席者の知識レベルによって、様々な反応が見られますよ。

分析力は、観察力でもあり、また、表現力も試されるのです。

関西では、“あんた、なんぼのもんですか？”…なんてことをいいますが、これは、「何事にも、まず、自分を知ることから始めなさいよ！」ということなんですね。

つまり、己を知ってこそ、次の自分（自己改善）が始まるってことなんだと思います。

さて、“手のひらの消しゴムころり・・・”の様子を見て、あなたなら、とっさにどこまで表現することができるでしょうか？

- ①現象の「分析・観察力」
  - ②分析事項の「整理力」
  - ③整理した情報からの「判断力」
  - ④判断結果の「表現・行動力」
- などが、試されるわけです。

あなたの会社でも、一度教育訓練のツールとして試してください。

お問い合わせは  
MYDO まで!!



(お問い合わせ先)

上海滿意多企業管理諮詢有限公司

〒200336 上海市長寧区 延安西路 2201 号

上海国際貿易中心 2415 室

TEL: +86-21-6407-0228 FAX: +86-21-6407-0185

E-mail: [info@shmydo.com](mailto:info@shmydo.com) URL: <http://shmydo.jp>